



熊本県公報

第 1 2 2 6 1 号
平成 25 年 10 月 29 日 (火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 身体障害者福祉法第 1 5 条第 1 項に定める医師の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 4 条第 2 項に定める指定自立支援医療機関の指定…………… (") 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 4 条第 2 項に定める指定自立支援医療機関の指定の更新…………… (") 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 6 4 条に定める指定自立支援医療機関の指定の変更…………… (") 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 6 5 条に定める指定自立支援医療機関の指定の辞退…………… (") 3
- 種畜証明書と書換交付…………… (畜産課) 3
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による施術者の指定…………… (社会福祉課) 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による施術者の廃止…………… (") 4
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 2 条第 7 号の規定による指定地方公共機関の指定…………… (健康危機管理課) 4
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 5
- 道路の供用開始…………… (") 6

公 告

- 国土調査成果の認証…………… (農地整備課) 6
- 道路の位置の指定…………… (建築課) 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (商工振興金融課) 6

登 載 依 頼

- 環境影響評価書の作成…………… (八代市) 7
- 熊本県子ども・子育て会議の開催…………… (熊本県子ども・子育て会議) 8
- 地方公営企業等の労働関係に関する法律第 5 条第 2 項の規定に基づく労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲…………… (労働委員会) 8
- 熊本県教育庁処務規定の一部を改正する訓令…………… (教育政策課) 9

告 示

熊本県告示第 9 6 7 号

身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条第 1 項の規定により身体障害者手帳交付のために診断を行う医師として次の医師を指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行規則（平成 7 年熊本県規則第 1 6 号）第 2 条第 1 項の規定により告示する。
平成 2 5 年 1 0 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

診療科目	医師の氏名	医療機関の名称及び所在地	指定年月日
神経内科	岡崎 敏郎	独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院 合志市須屋 2 6 5 9 番地	平成 2 5 年 8 月 5 日
外科	川田 康誠	独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院 合志市須屋 2 6 5 9 番地	平成 2 5 年 8 月 5 日
眼科	田原 仁	山鹿市民医療センター 山鹿市山鹿 5 1 1 番地	平成 2 5 年 8 月 5 日

外科	飯坂 正義	独立行政法人労働者健康福祉 機構熊本労災病院 八代市竹原町 1 6 7 0 番地	平成 2 5 年 8 月 5 日
外科	松岡 由紀夫	天草市立牛深市民病院 天草市牛深町 3 0 5 0 番地	平成 2 5 年 8 月 5 日
泌尿器科	濱野 克彦	医療法人社団永寿会天草第一 病院 天草市今釜新町 3 4 1 3 番地 6	平成 2 5 年 8 月 5 日
整形外科	高原 智洋	社会医療法人稲穂会天草慈恵 病院 天草郡苓北町上津深江 2 7 8 番地 1 0	平成 2 5 年 8 月 5 日
整形外科	眞島 武	社会医療法人稲穂会天草慈恵 病院 天草郡苓北町上津深江 2 7 8 番地 1 0	平成 2 5 年 8 月 5 日
外科	下川 恭弘	健康保険人吉総合病院 人吉市老神町 3 5 番地	平成 2 5 年 8 月 5 日
循環器内科	中村 伸一	健康保険人吉総合病院 人吉市老神町 3 5 番地	平成 2 5 年 8 月 5 日
内科	塚本 雅敏	医療法人洗心会荒尾中央病院 荒尾市増永 1 5 4 4 番地 1	平成 2 5 年 9 月 3 0 日
形成外科	島田 茂孝	荒尾市民病院 荒尾市荒尾 2 6 0 0 番地	平成 2 5 年 9 月 3 0 日
外科	山本 真一	荒尾市民病院 荒尾市荒尾 2 6 0 0 番地	平成 2 5 年 9 月 3 0 日
神経内科	門久 貴史	一般社団法人八代郡医師会八 代郡医師会立病院 八代郡氷川町今 1 5 1 番地 1	平成 2 5 年 9 月 3 0 日

熊本県告示第 9 6 8 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関として次の医療機関を指定したので、同法第 6 9 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 1 0 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	担当する医療の種類	主として担当する医師又は薬剤師の氏名	指定年月日
やまぶき薬局 上益城郡益城町福富 7 4 0 番地 3	調剤	河野 友香	平成 2 5 年 8 月 1 日
みさと薬局 下益城郡美里町馬場 7 5 8 番地 1	調剤	清田 麻起子	平成 2 5 年 8 月 1 日
鹿校通薬局 山鹿市古閑 1 0 7 5 番地 9	調剤	桑波田 勝巳	平成 2 5 年 8 月 1 日
矢部広域病院 上益城郡山都町下馬尾 2 0 4 番地	腎臓に関する 医療	芹川 和志	平成 2 5 年 1 0 月 1 日

きよらのさと薬局 阿蘇郡南小国町大字赤馬場 1963番地5	調剤	岡本 茂洋	平成25年10月1日
新生堂薬局御船店 上益城郡御船町大字辺田見 34番地1	調剤	西村 和朗	平成25年10月1日

熊本県告示第969号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり更新した。
平成25年10月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	担当する医療の種類	指定更新年月日
松林堂薬局 玉名郡南関町上長田638番地5	調剤	平成25年9月1日
あきよし調剤薬局むさし店 菊池郡菊陽町光の森三丁目18番地8	調剤	平成25年9月1日
岡東調剤薬局 天草市久玉町5704番地5	調剤	平成25年9月1日

熊本県告示第970号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により告示する。
平成25年10月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	担当する医療の種類	変更事項
東町調剤薬局 天草市東町85番地	調剤	所在地の変更 （旧：天草市東町105番地）

熊本県告示第971号

次のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第69条の規定により公示する。
平成25年10月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	担当する医療の種類	主として担当する医師又は薬剤師の氏名	辞退年月日
熊本リハビリテーション病院 菊池郡菊陽町曲手760番地	整形外科	池田 啓一	平成25年8月31日

熊本県告示第972号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報を受けたので、同条第2項の規定により公示する。
平成25年10月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前

21301180007	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県熊本市東区長嶺東四丁目 9 - 3 0 古閑清和	北海道河東郡音更町駒場並木 8 番地 1 独立行政法人家畜改良センター（十勝牧場）
-------------	----------------------	--------------------------------	--

熊本県告示第 9 7 3 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 の規定により公示する。

平成 2 5 年 1 0 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
児童支援事業所 スイスイなかま 人吉市上林町字 幸才 1 1 7 8 番 地の 7	社会福祉法人人吉市 社会福祉事業団 人吉市蟹作町 2 1 1 番地 1 丸山 善利	平成 2 5 年 1 1 月 1 日	4350600013	指定児童発 達支援 指定放課後 等デイサー ビス 指定保育所 等訪問支援

熊本県告示第 9 7 4 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 5 条において準用する同法第 4 9 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条において準用する同法第 4 9 条の規定により施術者を次のとおり指定したので、同法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 5 年 1 0 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（施術者〔柔道整復師〕）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
坂口 達也	甲斐整骨院 山鹿院	山鹿市大橋通 2 0 1 番地	平成 2 5 年 8 月 2 3 日

熊本県告示第 9 7 5 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 5 条において準用する同法第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条において準用する同法第 5 0 条の 2 の規定により次の施術者から事業の廃止の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 5 年 1 0 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（施術者〔柔道整復師〕）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
濱田 一也	甲斐整骨院	合志市栄 2 1 2 7 番地 1 4 1	平成 2 5 年 3 月 2 0 日

熊本県告示第 9 7 6 号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）第 2 条第 7 号に規定する指定地方公共機関として、次のとおり指定した。

平成 2 5 年 1 0 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	指定地方公共機関の名称	備 考
医療を営む法人	国立大学法人熊本大学	医学部附属病院
	社会福祉法人恩賜財団済生会	熊本病院
		みすみ病院
	国家公務員共済組合連合会	熊本中央病院
	一般社団法人熊本市医師会	熊本地域医療センター
	一般社団法人菊池郡市医師会	菊池郡市医師会立病院
	社会医療法人黎明会	宇城総合病院
	社団法人全国社会保険協会連合会	健康保険熊本総合病院
		健康保険人吉総合病院
		健康保険天草中央総合病院
一般社団法人天草郡市医師会	天草郡市医師会立天草地域医療センター	
医療関係の法人（医療を営む法人を除く。）	公益社団法人熊本県医師会	
	一般社団法人熊本県歯科医師会	
	一般社団法人熊本県医療法人協会	
	公益社団法人熊本県薬剤師会	
	公益社団法人熊本県看護協会	
ガスの供給を営む法人	一般社団法人熊本県LPガス協会	
	山鹿都市ガス株式会社	
	九州ガス株式会社	
	天草ガス株式会社	
輸送を営む法人	熊本電気鉄道株式会社	
	南阿蘇鉄道株式会社	
	肥薩おれんじ鉄道株式会社	
	くま川鉄道株式会社	
	一般社団法人熊本県バス協会	
	公益社団法人熊本県トラック協会	

熊本県告示第 9 7 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 5 年 1 0 月 2 9 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 1 0 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	玉名八女線	玉名郡南関町大字関東字瓦屋敷 7 7 6 番 4 地先から 玉名郡南関町大字関東字影平 1 0 6 8 番 3 地先まで	前	12.3 ～ 27.5	36.8	広域連携交（法面工）
			後	12.3 ～ 38.6		

2 区域を変更する期日 平成25年10月29日

熊本県告示第978号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成25年10月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年10月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	324号	天草郡苓北町富岡字船場 3550番1地先から 同所 3547番1地先まで	36.3m	やさ道 (交差点改良)

2 供用を開始する期日 平成25年10月31日

公 告

熊本県公告第595号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成25年10月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
宇土市	平成21年度から 平成22年度まで	上綱田町、下綱田町の各一部	地籍図及び地籍簿	平成25年10月18日
山都町	平成24年度から 平成25年度まで	鶴ヶ田の一部	地籍図及び地籍簿	平成25年10月18日
八代市	平成22年度から 平成23年度まで	鏡町鏡、鏡村、内田の各一部	地籍図及び地籍簿	平成25年10月18日

熊本県公告第596号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成25年10月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 熊本市南区馬渡二丁目12番36号
- 2 築造者の氏名 株式会社サンタ不動産
- 3 道路の位置 合志市須屋字塔ノ木408番4
- 4 道路の幅員 4.00メートルから4.50メートル
- 5 道路の延長 46.94メートル
- 6 指定年月日 平成25年10月11日
- 7 指定番号 熊本県指令菊池景建第117号

熊本県公告第597号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成25年10月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
クロス21UTO
宇土市水町字水町50番1ほか
- 2 変更した事項
(1)大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
(仮称) 宇土市水町商業施設 熊本県宇土市水町字水町 3 8 番 1 ほか	クロス 2 1 U T O 熊本県宇土市水町字水町 5 0 番 1 ほか

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役社長 坂下 陽一 茨城県水戸市柳町一丁目 1 3 番 2 0 号	同 左
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役社長 柴田 英二 福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目 1 3 番 2 1 号	
ナチュラル株式会社 代表取締役社長 森 信 福岡県朝倉市一ツ木 1 1 4 8 番地の 1	株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役社長 森 信 福岡県朝倉市一ツ木 1 1 4 8 番地の 1
ほか未定	株式会社ありがとうサービス 代表取締役社長 井本 雅之 愛媛県今治市八町西三丁目 6 番 3 0 号
	株式会社アルペン 代表取締役社長 水野 泰三 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目 9 番 4 0 号
	株式会社メガネトップ 代表取締役社長 富澤 昌宏 静岡県静岡市葵区伝馬町 8 番地の 6
	株式会社大創産業 代表取締役社長 矢野 博丈 広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 1 4 号
	株式会社 A O K I 代表取締役社長 清水 彰 神奈川県横浜市都筑区葛が谷 6 番 5 6 号

3 届出年月日

平成 2 5 年 1 0 月 1 5 日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部宇城地域振興局総務振興課

平成 2 5 年 1 0 月 2 9 日から平成 2 6 年 2 月 2 8 日まで

登載依頼

公告

熊本県環境影響評価条例（平成 1 2 年熊本県条例第 6 1 号）第 2 1 条第 2 項の規定に基づき、八代市環境センター建設事業に関する環境影響評価書を作成したので、同条例第 2 3 条の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成 2 5 年 1 0 月 2 9 日

八代市長 中村 博生

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業者の所在地

(1) 名称 八代市

代表者の氏名 八代市長 中村 博生

(2) 所在地 八代市松江城町 1 - 2 5

2 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称 八代市環境センター建設事業

(2) 種類 一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）の設置の事業

(3) 規模 1 3 4 トン／日

3 対象事業実施区域の位置

八代市港町地内

- 4 関係地域の範囲
八代市の一部（対象事業実施区域及びその周辺）
- 5 環境影響評価書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 場所
 - ア 八代市役所（環境課、環境センター建設課）
 - イ 八代市役所坂本支所（市民福祉課）
 - ウ 八代市役所千丁支所（市民福祉課）
 - エ 八代市役所鏡支所（市民環境課）
 - オ 八代市役所東陽支所（市民福祉課）
 - カ 八代市役所泉支所（市民福祉課）
 - キ 八代市立図書館
 - ク 郡築公民館
 - ケ 金剛公民館
 - コ 松高公民館
 - サ 麦島公民館
 - シ 八代公民館
 - ス 八代地域振興局（八代保健所）
 - セ 熊本県庁（行政棟新館1階情報プラザ）
 - (2) 期間 平成 25 年 10 月 29 日（火）から平成 25 年 11 月 28 日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
 - (3) 時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

熊本県子ども・子育て会議公告第 1 号

熊本県子ども・子育て会議の会議を次のとおり開催する。
平成 25 年 10 月 29 日

熊本県子ども・子育て会議

- 1 開催日時
平成 25 年 11 月 5 日（火）
午前 10 時 00 分から
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁本館 5 階「審議会室」
- 3 議題
 - (1) 子ども・子育て支援新制度について
 - (2) 熊本県子ども・子育て支援事業支援計画の策定について
 - (3) 熊本県次世代育成支援行動計画（後期計画）における平成 24 年度の実施状況について
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県子ども・子育て会議事務局（熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課次世代育成支援班）
（電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 2 2 5（ダイヤルイン））

熊本県労働委員会告示第 2 号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、同法第 3 条第 4 号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、当該職員のうち労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）第 2 条第 1 号に規定する者の範囲を、平成 25 年 10 月 17 日に認定したので、次のとおり告示する。

なお、平成 24 年熊本県労働委員会告示第 5 号は、廃止する。

平成 25 年 10 月 29 日

熊本県労働委員会会長 津 留 清

熊本市上下水道局の職員が結成し、又は加入する全水道熊本水道労働組合、熊本市役所職員組合、及び熊本市役所第一職員労働組合については、当該上下水道局の職員のうち次の表に掲げる者

勤務箇所	労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者
上下水道局本庁	総括審議員、技監、総括雨水担当審議員、雨水担当技監、次長、首席上下水道審議員、首席給与担当審議員、首席契約担当審議員、首席雨水担当審議員、首席工事検査審議員、課長、上下水道審議員、給与担当審議員、契約担当審議員、雨水担当審議員、工

	事検査審議員、総務課長補佐（人事担当の課長補佐に限る。）、 総務係長、人事係長、人事事務主務担当者
上下水道センター	所長
営業所	所長
浄化センター	所長
維持補修センター	所長

熊本県教育委員会訓令第 7 号

本 庁 各 課
各 地 方 機 関

熊本県教育庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 2 5 年 1 0 月 2 9 日

熊本県教育委員会委員長 米 澤 和 彦

熊本県教育庁処務規程の一部を改正する訓令
熊本県教育庁処務規程（昭和 3 6 年熊本県教育委員会訓令第 4 8 号）の一部を次のよう
に改正する。

別表第 1（第 3 条関係）中

「

教育 指 導 局	特別支援教育課	特別支援教育指導班 施設整備班 新校整備班
-------------------	---------	-----------------------------

を

」

教育 指 導 局	特別支援教育課	特別支援教育指導班 施設整備班
-------------------	---------	--------------------

に改める。

附 則
この訓令は、平成 2 5 年 1 1 月 1 日から施行する。